平成２４年（フ）第２６８号
大阪府藤井寺市小山８丁目11番13号
債務者　村上　昭子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
大阪府松原市岡５丁目９番７－２Ａ号、前住所大阪府岸和田市磯上町２丁目18番17号　雪亀住宅Ｄ棟３号
債務者　芝田　典方
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
堺市堺区少林寺町東３丁１番23―309号
債務者　大谷　　潤
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
大阪府泉南市新家6020番地
債務者　津露　忠司
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
沖縄県那覇市楚辺２丁目25番７号セントラルハイム201
債務者　宮里かずみ
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５０号
沖縄県那覇市寄宮３丁目７番34号　さわやか荘６号室
債務者　比嘉　邦子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３５号
北海道室蘭市寿町１丁目５番６号
債務者　粥川三枝子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
北海道室蘭市母恋南町５丁目８番８号　藤元方、前住所岡山県倉敷市児島小川９丁目７番31号
債務者　森田　和子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
北海道登別市鷲別町１丁目30番地２
債務者　高瀬　由里
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
北海道室蘭市日の出町２丁目４番36―108号
債務者　石田　具視
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
新潟市西区内野西２丁目30番36号　クルトエージュ201号、前住所新潟市西蒲区越前浜6874番地13
債務者　渡邊　裕之
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７号
新潟市西区山田91番地２　株式会社近物レックス303号
債務者　小田島　等
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
新潟市西区平島１丁目15番地１　コーポラス久由Ｂ108
債務者　本間　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７号
新潟市東区江南１丁目７番地５
債務者　渡辺　賢治
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
新潟市東区江南１丁目７番地５
債務者　渡辺　初枝
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２号
新潟市北区すみれ野１丁目10番14号　フルーレゾン103号、前住所新潟市東区江南２丁目８番地４
債務者　佐々木裕子（旧姓鍋倉）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
愛知県一宮市浅野字神明下１番地　チェリーブロッサムＡ101号
債務者　廣　　敏
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部